

徳島県告示第百八十二号

県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

県有庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成二十七年徳島県告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「法人県民税、事業税」を「道府県税又は都税（道府県税として課することができる税目に限る。）」に、「の証明書」を「の証明書（法人にあつては、本店に係るものに限る。）」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書に係る資格審査については、なお従前の例による。